

墨田区不燃建築物建築促進助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

本区では、歴史的な経緯を踏まえ、安全・安心なまちを目指して、昭和54年から全国に先駆けて市街地の防災性を向上し、区民の生命と財産を守るための不燃建築物建築促進助成を実施してきた。

近年の建設費高騰や建物所有者の高齢化による建替え意欲の低下などの社会情勢を踏まえ、同助成金の額を工事費の上昇と建替え促進効果を見込んだ額に改定する。

2 改正概要

不燃建築物を建築する建築主に対し交付する助成金額を、1棟につき210万円から460万円に増額し、合わせて所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

不燃化助成制度の見直し概要

1 不燃化促進事業

延焼遮断帯の形成を目的に、重点的に不燃建築物への建替えを促進するため、基本助成額及び除却加算額を増額し、不燃化率70%を超えた区域については、対象区域から除外する。

なお、除外する区域については、1年間の経過措置を設ける。

2 木密地域不燃化プロジェクト推進事業

木造密集市街地の改善を目的に、面的な不燃化を促進するため、基本助成額を増額する。また、老朽建築物除却について、加算制度を廃止し、老朽建築物除却のみの申請を可能とする新たな制度設計に見直し、かつ除却助成額を増額する。

なお、対象区域は引き続き、不燃化特区（京島周辺地区、鐘ヶ淵周辺地区）とする。

3 【新規】整備地域等不燃化集中促進事業

不燃化特区に加え、新たに不燃化を促進する地区（以下、「不燃化集中促進地区」という。）を設定し、不燃建築物への建替えや木造建築物等の除却について、助成を行う。不燃化集中促進地区は以下のとおりである。

■不燃化集中促進地区

向島五丁目、東向島一丁目、東向島四丁目、東向島五丁目（不燃化特区の区域を除く）、東向島六丁目、押上三丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、立花二丁目

4 事業期間

令和8年度～12年度の5年間とする